滞納を回避するための

「換価の猶予」の「納税の猶予」

ができます。これらの滞納回避手段について解説します。「換価の猶予」などによって、国税の滞納を避けること業績不振等によって納税が困難なときは、「納税の猶予」

マネーコンシェルジュ税理士法人 税理士 **村田 直**



新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を納いることがあります。足元の厳られることがあります。足元の厳られることがあります。足元の厳られることがあります。足元の厳いっことがあります。

説していきます。 利用を検討する際のポイントを解 そこで、制度の内容を整理し、

滞納回避のための制度コロナ禍で利用できる

設けられています。

ことで、納税が猶予される制度があるときは、税務署に申請するがあるときは、税務署に申請するがあるときは、税務署に申請するがあるときは、税務署に申請する。

ための国税関係法律の臨時特例にイルス感染症等の影響に対応する大であることから、新型コロナウコロナウス感染症の影響が甚

した。 関する法律(以下「新型コロナ税 関する法律(以下「新別」の が定められ、 関する法律(以下「新別」の が定められ、

- ① 新型コロナウイルス感染症の任意の期間(1か月以上)にの任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入がおいて、事業等にかかる収入ががでいた。
- 税なしで1年間の納税猶予を受け要件を満たせば、無担保、延滞あること 一時に納税することが困難で② 一時に納税することが困難で

期間についてみておきましょう。 (1) いた人の猶予期限が、ことしやっ め、この特例猶予の適用を受けて 猶予期限は1年間となっているた ていたと思います。ただし、その ることができるというものです。 人は、ほとんどがこの特例を使っ まずは、 昨年、納税猶予の適用を受けた に納期限がくる国税 日から令和3年2月1日まで」 猶予の対象は 新型コロナ税特法による特例 特例猶予が適用される 「令和2年2月1

猶予は終了しています。
第一年2月1日から令和3年2月1日をもって、特例分割です。すでに申請期限である対象です。すでに申請期限であるがまでに納期限が到来する国税」がある。

てきます。

ただし、特例猶予について申請得ない理由があると認められる場合、申請期限を経過していても申合、申請期限を経過していても申請により特例猶予を受けることができます。その場合、申請期限を経過した後にされた申請により猶予の適用を受けた場合であってもます。



企業実務 2021. 10

受けることができません。ナ税特法による特例猶予の適用を来する国税については、新型コロ来する国税にいいては、新型コロールし、いずれにしても、令和しかし、いずれにしても、令和

| 納期限がくる国税の納税猶予 | (2) 「令和3年2月2日以降」に

うか。納税猶予は受けられないのでしょいが期限がくる国税については、では、令和3年2月1日より後

結論から先にいうと、令和3年 2月1日より後に納期限が到来す 3国税についても、納税猶予の適 所を受けられる可能性は十分にあ ります。損益が黒字であっても、 資金があったとしても、現在すで に滞納している税金があったとし に滞納している税金があったとし に滞納している税金があったとし です。

> です。 猶予を受けられる場合があるため に、税務署長の職権による換価の

です。

新型コロナ税特法による特例猶

新型コロナ税特法による特例猶

ことをまずは理解してください。れなくなるわけではない、というからといって完全に猶予が受けらありますが、特例猶予が終了したありますが、特例猶予が終了した

基本的な仕組み国税の猶予制度の

ましょう。ての基本的な内容を確認しておきての基本的な内容を確認しておき

(1) 申告・納付期限そのものは延

したがって、税金の納付そのもできるようになる制度です。(必要に応じて分割して)納税が国税の猶予制度は、期限後に

したかって、移金の解作そのものが免除されたり、納めた税金がのが免除されたり、納めた税金がのが免除されたり、納めた税金がのが免除されたり、納めた税金がものが延長されたり、納めた税金が

の適用が受けられる ほとんどすべての税目で猶予

んどすべての税目です。
る場合の消費税などを除く、ほとや外国貨物を保税地域から引き取

できます。 でも、猶予の適用を受けることが 告分や予定納税、修正申告分など 確定申告分だけでなく、中間申

でも猶予の適用が受けられる でも猶予の適用が受けられる

たとえ黒字であっても、要件を満たせば猶予が受けられることがあい資金の支出が決まっている場合事業の継続・生活維持のためにその資金の支出が決まっている場合の資金の支出が決まっても、要件をります。

慮することとされています。
、場下のでは、納税者の実情を考に当たっては、納税者の実件の判定に当たっては、納税者の実件の判定に当たっては、納税者の実情を考に当たっては、新型コロナウイル

とは「換価の猶予」

2種類があります。 猶予」と「納税の猶予」の大きく 国税の猶予制度には、「換価の

「換価の猶予」は、次の①~④の要件をすべて満たす場合に、税の要件をすべて満たす場合に、税が認められます(状況によってが認められます(状況によっては、1年間の猶予後、さらに1年

- ① 国税を一時に納付することに 国税を一時に納付することに
- ③ 猶予を受けようとする国税以 すると認められること

ての国税の滞納がないこと

- ていること4 納付すべき国税の納期限から
- ①の「一時に納付が困難」というのは、納付すべき国税の額に満たなが、納付すべき国税の額に満たなが、納付可能金額(手元資金

られる額には影響しません。継続等のため支出先が決まってい継続等のため支出先が決まっている場合は、実質的には猶予を受ける場合は、実質のには猶予を受ける場合は、実質のには、計算ここでいう手元資金には、計算

また、当面の資金繰りに必要な額は、個々の事業の状況や資金繰りの状態によって異なりますが、 一般的には、事業継続のため1か 一般的には、事業継続のため1か 有以内に支出が予定されている金 額や、それ以外でも、その資金の 変出が当面の事業の継続のため決 支出が当面の事業の継続のため決 すっている場合等は、運転資金と して納税資金から除外することが できます。

「換価の猶予」が認められる 「換価の猶予」が認められる と、財産の差押えや換価(売却) と、財産の差押えや換価(売却) と、財産の差押えや換価(売却) と、財産の差押えや換価(売却) と、財産の差押えや換価(売却) を、対策のに可能な場合を除き、 と、財産の差押えや換価(売却) が猶予されるほか、猶予期間中 が猶予されるほか、猶予期間中 が猶予されるほか、猶予期間中 が猶予されるにか、猶予期間中 が猶予されるにか、猶予期間中 が適かられる

あります。申請が遅れた場合、法から6か月以内に申請する必要がめられないことがあります。められないことがあります。められないことがあります。

するようにしてください。 しますので、できるだけ早く申請しますので、できるだけ早く申請をがいる場所を表しまでの延滞税は年8・8%で発生を納期限の翌日から申請日の前日

合もあります。
おお、すでに滞納がある場合やはお、すでに滞納がある場合の職権による換価の猶予が受けられる場による換価の猶予が受けられる場合やはお、すでに滞納がある場合や

「納税の猶予」

能性があります。

「独価の猶予が認められる可個別の事情がある場合は、延滞税に踏み込んだ制度で、次のようなに踏み込んだ制度で、次のようないがある場合は「換価の猶予」です。

・納税者本人または生計を同じに相卸資産を廃棄した場合棚卸資産を廃棄した場合

する費用のうち医療費や治療等に付随合、国税を一時に納付できないする家族が病気にかかった場

むを得ず休廃業をした場合、国納税者が営む事業について、や

内兑針が営む事業こついて、引や費用に相当する金額ち、休廃業に関して生じた損失税を一時に納付できない額のう

・納税者が営む事業について、利・納税者が営む事業について、利を受けた場合、国税を一時に納を受けた場合、国税を一時に納た額に相当する金額と、原則として1年間納税が猶予と、原則として1年間納税が適かられる

財産の差押えや換価(売却)が 財産の差押えや換価(売却)が 対 関 となる点は、「換価の猶予」とかに可能な場合を除き、担保が不かに可能な場合を除き、担保が不かに可能な場合を除き、担保がががしている。

1 延滞税の取扱い

除されることがあります。 「換価の猶予」において にた。「納税の猶予」において した。「納税の猶予」において にた。「納税の猶予」において になれませんで は、要件を満たせば、延滞税が免

税金の滞納があった場合の取

に滞納(猶予中のものを除く)と「換価の猶予」については、他

予を受けることができます。
が、「納税の猶予」については、が、「納税の猶予」については、が、「納税の猶予」については、

申請期限

(3)

おいてはありません。た申請期限が、「納税の猶予」に限から6か月以内と定められてい「換価の猶予」において、納期

受けるためには猶予の手続きを

があります。

新型コロナ税特法による特例猶 手の適用を受けた人は、特例適用 時に税務署から「納税の猶予許可 時に税務署から「納税の猶予許可 時に税務署から「納税の猶予許可 に記載されている猶予期間の終了 に記載されている猶予期間の終了

をお勧めします。

で、所轄の税務署に相談することで、所轄の税務署に相談することで、所轄の税務署に相談することが、所轄の税務署に相談することが、所轄の税務署に相談することが、所轄の税務署に相談することが、

納税の猶予」に切り替える人特例猶予から「換価の猶予」や

「換価の猶予」の申請書の記載例

号(第5号の場合、第

250.000

250.000

③現在納付可能資金額

住宅家屋の建設を行なっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、

年月日

4月30

除いて、担保は不要

0円 会和 △年 2月28日

0円 令和 △年 3月31日

0円合和 △年

○年 10月

売上が減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。 取引先からの入金をすべて国税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる

税務署長殿

国税 太郎

9.30

250,000

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転託

猶予該当事実の詳細 (納税の猶予の場合)

納付金額

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

収受印

国税通則法第46条第

氏名称

納付七

消費税および

地方消費税

合

年月日

会和 ○年 10月 31日

令和 ○年 11月 30

会和 ○年 12月 31日

猶 予 期 間

②イ~ホの合計

ることができ ない(生活維 持又は事業の 継続が困難と

元机が困難と なる)事情の 詳細

Ŕ して、 らうこともできます。 職員による聞取り等で対応しても を準備することが難しい場合は、 が求められますが、これらの書類 提出が必要です。 申請に当たっては、 制 なお、 度の 猶予の審査に当たっては、 適用を受ける人も、 財産収支状況書」 猶予申請書の から新たにこれらの猶予 猶予申請書の 添付書類 0) 猶予の 提出 納税 عَ

b

者本人の状況等を確認できる元帳

えます。 現金出 おくと、 類 上帳などの収支状況 手元資金の現在高がわ 納帳 スムーズに対応してもら や預金通帳を準備して 0 わ かる かる

を添付することで、 持参してください。 請書や財産収支状況書等の写しも していると思います。 合には、 ついて先に猶予申請等をされた場 Ļ す 地 でに同様の書類を作成 方税や社会保険料等に これらの書類 部の記載や その際の申

> ります。 類の添付が省略できることが

書

す。 てみてください。 公表されていますの 記載方法については、 ページに概要を説明する動画も 义 猶予申請書等の は、 で、 提 国税庁ホ 出 0 方法

ム

えているため、 がされています。 染症の影響により、

> べきこととなります。 ね合いのなかで、

総合的に判

断

さい。 が 備を補ってもらえます で、

整理番号

号類似) 又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により

会和 ○年 10月 20日

令和〇年分

250,000

納什会類

12月間

10.000

80.000

70.000

滞納処分費

申請年月日

※ 通信日付印 程 申 陳書番号 処理年月日

利子税

④猶予を受けようとする 金額(②-③)

各月の納付金額の合計は、「④猶予を

年月日

9 л 30 н

30日まで

0円会和 △年 6月30

受けようとする金額」に-

40.000 円 合和 △年

△年 9月

0円合和 △年

の猶予申請書

延滞税 による全額 要

すぐに納付できる金額を記載する

納什全類

20日から 会和

猶予期間は1年以内だが、状況に応じ

担保の提供が明らかに可能な場合を

さらに1年間猶予される場合がある

猶予を受けたい国税を記載する。書き切れ ない場合は、適宜別紙に記載して添付する

と記載ができた場合 で くても、 の提出が可能です。 もちろん、 税務署に持参しな 郵送やe-Tax しっ か n

す。 お 金 繰り対策 予制度は、 今回紹介した国税 冒 頭でも述べたと の 有効な資 0 あ

猶 予 申 請 書 0) 記 参考にし 載 例 Þ で

現在は、新型コロナウイルス感 記載できていなくて 比較的柔軟な対応 必ずしも完全に 申請件数が増

明することで、記載不 務署に行ってみてくだ できれば、まずは税 提出時に口頭で説 ある程度の記載

* * *

ŋ この コロロ 1つで ナ禍に

> 力なカードとなります。 おいて中小企業が検討するべき有

りの安定といった目的を考えた場 するかどうかは、 様々な手段の1つであって、 確保策は当然考えられます。 ただ、 産の売却など、 猶予制度はあくまでこうした 新型コロナ関連融資や遊休不 手元資金の確保や資 他の手段との兼 他にも資金 適用 三繰り

も必要かもしれません。 えで、長期的目線で判断すること 要があるということも理解したう ではなく、最終的には納税する必 初から猶予ありきで考える

ます。 最後に申し上げておきたいと思 いて冷静に判断すべし、 厳しいときだからこそ、 とあえて 歩引

いては、 ご相談ください。 税以外の地方税や社会保険料に なお、ここで紹介した猶予制 国税についての制度です。 それぞれ次 の担当窓 \square 玉 0 度

や市区町村の担当窓口 方税 自動車税等) (市県民 税 = 各都道 や固定資産 府県

地

労働保険 料 \parallel 都道府県労働局△

会保険料=

日本年金機構等

法人成り支援や節税対策・赤字対策など、中小企業経営者の参謀役を目指し活動中。 大学卒業後、 会計事務所勤務を経て現法人へ。 平成22年3月税理士登